

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

平成 21 年度児童環境づくり基盤整備事業の協議について
(児童育成事業推進等対策事業)

標記事業については、現在、予算案を国会に提出しているところであるが、事業の円滑な実施に向け、事前に事業計画を把握するために下記のとおり協議を実施することとしたので、当該事業に係る国庫補助を希望する場合は、別紙様式 1 による協議書を提出されたい。

なお、都道府県においては、管内市町村（特別区を含む。）の協議書を取りまとめの上、提出されたい。

記

1. 協議内容

- (1) 都道府県事業（指定都市、中核市を含む。）
- (2) 市町村事業（特別区を含む。）

2. 協議方法

書面協議を原則とするので、書面のみで審査できるよう具体的にわかりやすく記入すること。

なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合があること。

3. 提出書類・提出期限

別紙様式 1 による協議書を平成 21 年 3 月 13 日（金）までに提出すること。

4. 留意点

- (1) 事業の実施については、「児童育成事業推進等対策事業実施要綱（案）」（別添 1）のとおりであり、予算成立後速やかに通知することとしている。
また、「平成 21 年度 採択方針について」（別添 2）により採択することを原則としていること。
- (2) 事業名は、事業内容を簡潔に表現したものを短くまとめた名称とすること。
また、複数の事業を一事業名で表す場合は、総括表（様式任意）を作成し、かつ、事業内容数に応じて協議書（別紙様式 1）を作成すること。
この場合、総括表には各事業の優先順位を付すこと。
- (3) 要望額については、各自治体における事業実施体制等を十分に勘案した適正な金額であること。
また、原則として、一事業当たりの金額が、都道府県、指定都市、中核市においては、100 万円、市区町村においては、50 万円以下の小規模なものは採択しない方針であること。
- (4) 協議にあたっては、事業の目的、事業内容、期待される効果、必要性等を十分検討した上で提出すること。

児童育成事業推進等対策事業実施要綱（案）

1 目的

児童の健全育成に資する模範的・先駆的な事業等を実施することにより、児童育成事業の普及や次世代育成支援対策等の一層の推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。
ただし、事業の一部について、事業を実施するのに適した者に対して委託することができるものとする。

3 事業内容

次に掲げる事業であって、全国的な推進を図ろうとする際のモデルとなり、かつ、その成果等を全国に向けて発信することができる取組を対象とする。

ただし国が別途定める国庫負担（補助）制度の対象となる事業は除外する。

- (1) 児童育成のための普及啓発事業
- (2) 児童健全育成に資する模範的・奨励的事業
- (3) 児童福祉、次世代育成支援対策等の推進に関し、児童福祉施設・地域住民・社会福祉法人・民法第34条に基づく公益法人・特定非営利活動法人・ボランティア等に対する普及啓発事業
- (4) 児童福祉の向上に資する各種研修会・連絡会議
- (5) 児童福祉の向上を図るための開発・研究事業
- (6) その他（1）～（5）に準ずる事業

4 事業実施の手続き

本事業を実施しようとする場合は、毎年度、別に定める採択方針に従い、事前に協議を行うものとする。

5 留意点

国は、事業実施の成果を普及するため、実施主体に対して、事業の分析、検証等を行うよう求めることができるものとする。

6 費用

- (1) 都道府県及び市町村が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 一事業に対する国の助成は、原則として単年度限りとするが、事業によって必要な場合には複数年での実施も可能とする。

平成 21 年度 採択方針について

1. 平成 21 年度の児童育成事業推進等対策事業は、以下の事項に基づき予算の範囲内で採択する。
 2. 原則として、児童の健全育成を図るための新しい事業、全国的なモデルとなる事業であり、かつ、その成果等を全国に向けて発信することができるものを採択する。
 3. 対象となる事業については、別添 1 の実施要綱（案）に定めるとおりであるが、21 年度においては、市町村における事業の実施率の低下に鑑み、市町村の取組を優先して採択する。

（1）次世代育成支援対策の推進に関する取組

① 行政、NPO、企業、経済団体等が連携して実施する子育て支援の推進 (取組内容)

既存の行政施策の一環的な地域活動という関係を超えて、行政と地域の子育て支援活動に取り組むNPO、地域組織、企業等が連携を図り、その地域における子育て意識醸成のための取組、自治体の子育て支援策や企業の取組の好事例などを収集し、情報発信、啓発を行うなどの取組

【地域での取組例】

- ・企業の協力の下、子どもが親の勤務先に迎えに行き、親を連れて定時で退社する取組など
- ・地域で子育てを支援するため、高齢者などが地域の子どもの見守りや預かりなどを行うボランティア活動など

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり 500 万円を上限

原則として、1市町村あたり 300 万円を上限

※ ただし、事業の必要性・重要性・優先性等を勘案して、必要に応じて上限額を超えて支出を可能とする。（以下同じ）

② 地域の子育て支援活動者間のネットワークの構築

(取組内容)

地域の子育て支援活動に取り組む地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター、つどいの広場など）、児童館（県立児童厚生施設とその県内の児童館等とのネットワークづくりを含む。）、母親クラブ、主任児童委員等が地域の子育てをめぐる課題を共有し、共に学び、高め合うための交流や、ネットワークの形成のために実施

する情報交換や、交通安全教室、災害時の避難訓練などを行う合同研修などの取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村あたり300万円を上限

③ 妊娠から出産、学齢期までの子育て支援に関する取組

(取組内容)

新生児訪問、乳児家庭全戸訪問、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診、就学前健診及び学校における健診などの親子と接することができる様々な機会に、子どもの心身の状況やそれぞれの時期において親子にどのような子育て支援サービスが必要なのかを把握しデータベースを構築する。また、得られたデータを分析し、自治体の施策を検証し改善につなげていくなど、他の自治体の参考となる取組。

(支援内容)

原則として、1市町村あたり300万円を上限

(2) 児童福祉週間において新たな取組をする事業

(取組内容)

毎年、各地方公共団体における児童福祉週間にちなんだ取り組みについて公表(厚生労働省より)しているが、その際、各都道府県から推薦された取組の中で、他の自治体の参考となる特色のある、もしくは先駆的な取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村あたり300万円を上限

(3) 放課後児童の安全確保を推進するための特色のある取組

(取組内容)

放課後児童クラブや児童館などの行き帰りの安全を確保するため、帰宅バス運行の試行、集団帰宅、父兄交代同行帰宅の実施などの積極的な取組やマニュアルの作成など他の自治体の参考となる取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村あたり300万円を上限

(4) 児童館又は児童遊園において実施する先駆的な取組

(取組内容)

児童館が実施する「障害児との交流事業」や児童館を拠点とした児童参加型の「地

域の子育ち・子育て環境づくり事業」に関するプログラムの提供など他の自治体の参考となる特色のある取組。

また、児童遊園において、子どもと高齢者が一緒に共有しあえる空間づくりに関する特色のある取組や、児童遊園を活用した安全、安心な街づくりなど他の自治体の参考となる取組。

また、児童館において地域子育て支援拠点事業を推進するため、長期休暇期間における場所確保の具体策の検討、拠点事業担当者の確保策、児童館職員との連携のあり方などを検討し、児童館での実施マニュアルを作成するなどの取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村あたり300万円を上限

(5) 子ども虐待の予防・防止に向けた先行的な取組

(取組内容)

毎年、地方公共団体における「児童虐待防止推進月間（オレンジリボン・キャンペーン）」等にちなんだ取組をはじめとした子どもの虐待防止に向けた広範かつ効果的な活動など、社会全体で児童虐待を防止する機運を高める取組（ただし、単なるイベントだけの取組は除く。）。

※ 本取組においては、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）が設置（平成21年度中に設置予定も含む。）されていることが補助要件となる。

ただし、都道府県に協議会が設置されていない場合でも、当該都道府県内の市町村全てが協議会を設置している場合は補助対象とする。また、都道府県に協議会が設置されてない場合であって、当該都道府県内に協議会を設置していない市町村がある場合は、当該市町村に協議会設置促進を図るための取組に限って補助を可能とする。

また、リボンなどの物品代は補助の対象とならない。

【取組例】

- ・虐待通告のためのカード（児童相談所等の通告先電話番号等を明記したもの。）を子どもを含めた地域住民に幅広く配布するなど、虐待発生への抑止力が働くような取組
- ・児童虐待をテーマとしたキャラバン、演劇公演等地域住民に対し、児童虐待防止を直接訴えかけるような取組
- ・児童虐待防止に向けた啓発作品展の開催等、親子の参加による普及啓発活動等

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村あたり300万円を上限

(6) 里親委託の推進に向けた普及啓発のための先駆的な取組

(取組内容)

通常の啓発活動に加えて、10月の「里親月間」を中心に職域等に対象を絞り込み、里親募集のための啓発活動、里親制度の普及活動など里親委託の推進を図るための先駆的な取組（単なるイベントだけの取組は除く。）を実施し、他の自治体の参考となる取組。

【取組例】

- ・職場や学校のPTA等において、地域の里親や里子経験者との交流・意見交換等による普及活動の実施
- ・対象とする職域等において活用できる普及啓発ビデオの作成

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

4. 本事業の目的は、「2」に掲げるとおり、事業実施の成果を全国に発信し、普及することにあるため、事業実施後は、事業の分析、検証等を行うこと。成果が得られた事業については、速やかにその報告を行うとともに、他の自治体にその成果の発信を行うことを原則とする。

5. 別紙様式2の事業評価書については、平成22年3月末日までに提出すること。

なお、21年度事業の協議を行う自治体のうち、20年度においても本事業を実施している場合は、20年度事業の実施の内容や事業展開が21年度の取組にどのように生かされているか等も考慮して採択の可否を決定するので、21年度の協議にあたって、必ず、20年度事業について、別紙様式2による事業評価書を提出すること。

6. 次に該当する事業は、採択（対象）しないものとする。

- ① 施設や設備を整備することが目的の事業
- ② 前年度と同一内容の事業
- ③ 人件費を負担するような後年度の費用負担が見込まれる事業
- ④ 他の補助金の振替的な事業
- ⑤ 自治体の独自財源で実施していた既存事業の振替的な事業
- ⑥ 個別施策に関して毎年度実施する研修事業等
- ⑦ 単なるイベント的事業
- ⑧ 限られた人員を対象とする児童等の海外派遣事業等
- ⑨ 備品購入費等一部の費目に偏っている事業

7. 要望額については、当該自治体における事業実施体制等を十分に勘案した適正な金額であること。また、原則として、一事業当たりが、都道府県、指定都市、中核市においては100万円、市区町村においては50万円以下の小規模なものについては採択しないこととする。

児童育成事業推進等対策事業 協議書（都道府県・市区町村事業共通）

都道府県・市区町村名 _____

1 事業名	
2 事業の目的	
3 事業内容	<p>(事業概要) ※詳細が分かるように具体的に記載する</p> <p>(委託先) ※事業の一部委託をする場合に委託先を記載する</p> <p>(実施要綱の該当項目とその理由) ※○をつけ理由を記載する (1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)</p> <p style="text-align: center;">〔〕</p> <p>「平成21年度 採択方針について」に掲げる優先して採択する取組内容 ※○をつける (1) (2) (3) (4) (5) (6)</p>
4 実施時期	平成 年 月 ~ 平成 年 月
5 対象者	
6 見込対象人数・ 作成部数等	人 部

7 総事業費 (支出予定額内訳書を添付)	千円（当初予算・補正予算）		
8 国庫補助要望額	千円		
9 事業実施が必要な背景及び自治体の取組の現状			
10 事業実施により期待される効果			
11 全国的見地から当該事業が模範的・先駆的である理由			
12 他の自治体への事業の成果の発信方法等※発信先・方法を具体的に記載			
13 その他			
14 所管部局	部・局 (連絡先電話)	課 —	係 担当者名() 内線()

(注) 1. できるだけ、具体的に記載してください。本協議書に、記載しきれない場合は、別に、事業内容がわかる資料を添付してください。

2. 前年度に本事業を実施した場合は、本協議書を提出する際に、別紙様式2の事業評価書を必ず提出すること。

(下限額) 都道府県、指定都市、中核市 100万円
市区町村 50万円

支出予定額内訳書

経費区分	支出予定額	積算内訳
○○費	円	
合計		

(注) 1 事業ごとに内訳をそれぞれ区分して記入すること。

2 需用費の食料費及び会議費、委託料、負担金については、特にその内訳を詳細に記入すること。

3 事業の一部が委託可能であることに留意すること。

例：総事業費500万円、国庫補助500万円、委託料500万円 → 全部委託であるので不可

児童育成事業推進等対策事業 事業評価書（都道府県・市区町村事業共通）

都道府県・市区町村名_____

1 事業名	
2 事業の目的	
3 事業内容 （事業概要） ※適宜、報告書等事業の実施内容が分かる資料を添付して下さい。	
4 実施時期	平成 年 月 ~ 平成 年 月
5 対象者	
6 対象人数・作成部数等（実績）	
7 総事業費 (支出額内訳書を添付)	千円（当初予算・補正予算）
8 事業実施が必要な背景	
9 当該施策に係る自治体の取組の現状	※本補助事業のほかに、当該施策に係る取組について、その概要が分かる資料を適宜、添付願います。
10 事業実施により期待した効果	
11 期待した効果を達成するために特に行った対応	

12 事業実施により現れた効果	<p>① 実施主体（都道府県・市町村）として 例) 行政として、民間の活動団体や地域住民とのコミュニケーションや連携についての、○○○のようなシステムが構築された。</p> <p>② 当該事業の対象者、関係機関・団体等との関係から 例) 関係機関、団体、地域住民等とのネットワーク作りの必要性の認識が浸透し、○○○のようなネットワークが構築された（される予定である）。</p> <p>③ ①、②以外の地域住民、民間団体等からの反応等 例) ○○○のような基本的な情報や問題点が明らかになり、地域の住民や民間団体等の間で○○○のような取組が始まつた。</p>
13 「12」事業実施により現れた効果で記載した事柄のうち、次年度以降の取組に反映されるべき事柄	<p>① 実施主体（都道府県・市町村）として 例) 新たな取り組みを行う場合、まずは地域住民や民間活動団体等との協働の必要性についてを検討するようになった。</p> <p>② 当該事業の対象者、関係機関・団体等との関係から 例) どんな些細なことでも、情報の共有化を図るといった視点が検討されるようになった。</p> <p>③ ①、②以外の地域住民、民間団体等からの反応等 例) 行政からだけが発信元ではない、地域・社会全体で取り組んでいくといった視点が重視されるようになった。</p>

14 次年度以降の取組方針	<p>※「13次年度以降の取組に影響を与えた点」に記載した内容を踏まえて、ここでは具体的な取組について記載して下さい。</p> <p>① 実施主体（都道府県・市町村）として 例) 新規単独事業として、○○○を趣旨としたN P O法人との協働事業の予算化を図ることとした（予定である）。</p> <p>② 対象者、関係機関等との関係から 例) 事業を契機に定期的な意見交換会を開催することとした。</p> <p>③ その他、地域住民、民間団体等からの反応等</p>
15 他の自治体に発信した事業の成果等	<p>① 相手先自治体名</p> <p>② 「①」を相手先として選んだ根拠</p> <p>③ 提供の方法及び内容</p>
16 所管部局	<p>部・局 課 担当者名 () (連絡先電話) — — 内線 ()</p>
17 その他連携を図った部局	<p>部・局 課 部・局 課</p>

(注) できるだけ、具体的に記載してください。本報告書に記載しきれない場合や、別に既存の報告書等がある場合など、事業内容がわかる資料を併せて提出してください。

支 出 額 内 訳 書

経 費 区 分	支 出 額	積 算 内 訳 等
○ ○ 費	円	
合 計		

(注) 1 事業ごとに内訳をそれぞれ区分して記入すること。

2 需用費の食料費及び会議費、委託料、負担金については、特にその内訳を詳細に記入すること。